

令和3年12月9日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和3年12月7日付託分)

政 策 局

目 次

ページ

1	令和3年第3回神奈川県議会定例会（11月25日・12月7日提案分）提出議案件数調……………	1
	（1） 予算……………	1
	（2） 条例その他……………	1
2	令和3年度11月補正予算・12月補正予算会計別集計表……………	1
	（1） 令和3年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書……………	2
	（2） 令和3年度神奈川県一般会計12月補正予算局別財源調書……………	2
3	令和3年度一般会計11月補正予算地方債について……………	3
4	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要……………	5

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 政策局

1 令和3年第3回神奈川県議会定例会（11月25日・12月7日提案分）提出  
議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数		
	その5 (11月補正予算)	その6 (12月補正予算)	計
一 般 会 計	1	1	2
特 別 会 計	1	—	1
企 業 会 計	3	—	3
合 計	5	1	6

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その6	その7	計
条 例 の 制 定	1	—	1
条 例 の 改 正	14	3	17
工 事 請 負 契 約 の 締 結	4	—	4
そ の 他	4	—	4
合 計	23	3	26

2 令和3年度11月補正予算・12月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額			合 計 額
		11月補正予算	12月補正予算	計	
一 般 会 計	2,752,981,906	1,422,174	47,896,500	49,318,674	2,802,300,580
特 別 会 計	2,047,484,222	—	—	—	2,047,484,222
企 業 会 計	149,343,809	—	—	—	149,343,809
合 計	4,949,809,937	1,422,174	47,896,500	49,318,674	4,999,128,611

(参考) 前年度(令和2年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	11月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,311,012,537	30,925,143	2,341,937,680
特 別 会 計	2,142,808,769	—	2,142,808,769
企 業 会 計	148,646,708	—	148,646,708
合 計	4,602,468,014	30,925,143	4,633,393,157

## (1) 令和3年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債	一 般 財 源	
環境農政局	723,532	540,410							127,000	56,122	
福祉子ども みらい局	326,403	128,444					133,737			64,222	
健康医療局	372,239	372,239									
小 計	1,422,174	1,041,093					133,737		127,000	120,344	
									120,344	△ 120,344	その他 特定収 入
合 計	1,422,174	1,041,093					133,737		247,344		

## (2) 令和3年度神奈川県一般会計12月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債	一 般 財 源	
国際文化 観光局	9,201,500	9,201,500									
健康医療局	38,695,000	38,695,000									
合 計	47,896,500	47,896,500									

【予算に関する説明書（その5） 13～14頁】

3 令和3年度一般会計11月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	前年度末現在 高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額	
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 普通債	[1,322,918,012] 1,612,073,277	(25,041,000) [1,270,979,946] 1,570,520,966	補正前の額	77,228,000	[132,882,777] 106,980,477	[1,240,366,169] 1,565,809,489	
			補正額	-	-		
			計	77,228,000	[132,882,777] 106,980,477		
	(1) 民生	[30,145,162] 35,440,677	(1,883,000) [30,991,469] 36,009,249	補正前の額	4,744,000	[2,901,017] 4,118,752	[34,717,452] 38,517,497
				補正額	-	-	
				計	4,744,000	[2,901,017] 4,118,752	
	(2) 衛生	[20,513,525] 22,534,275	(308,000) [20,161,941] 22,335,556	補正前の額	606,000	[1,756,345] 1,246,916	[19,319,596] 22,002,640
				補正額	-	-	
				計	606,000	[1,756,345] 1,246,916	
(3) 労働	[7,543,250] 9,017,225	(6,997,900) [6,997,900] 8,890,075	補正前の額	407,000	[653,240] 440,150	[6,751,660] 8,856,925	
			補正額	-	-		
			計	407,000	[653,240] 440,150		
(4) 農林水産	[79,774,627] 98,705,517	(1,177,000) [72,249,938] 90,729,788	補正前の額	2,426,000	[7,779,107] 7,410,367	[68,073,831] 86,922,421	
			補正額	-	-		
			計	2,426,000	[7,779,107] 7,410,367		
(5) 土木	[860,425,762] 1,064,202,907	(16,577,000) [823,635,162] 1,035,650,477	補正前の額	42,972,000	[88,360,748] 55,513,922	[794,823,414] 1,039,685,555	
			補正額	-	-		
			計	42,972,000	[88,360,748] 55,513,922		
(6) 警察	[62,629,495] 74,462,320	(747,000) [58,677,468] 69,235,588	補正前の額	3,138,000	[4,722,611] 7,009,266	[57,839,857] 66,111,322	
			補正額	-	-		
			計	3,138,000	[4,722,611] 7,009,266		
(7) 教育	[143,344,163] 168,591,503	(4,221,000) [147,249,787] 175,030,812	補正前の額	18,476,000	[11,878,906] 16,508,441	[158,067,881] 181,219,371	
			補正額	-	-		
			計	18,476,000	[11,878,906] 16,508,441		
(8) その他	[118,542,028] 139,118,853	(128,000) [111,016,281] 132,639,421	補正前の額	4,459,000	[14,830,803] 14,732,663	[100,772,478] 122,493,758	
			補正額	-	-		
			計	4,459,000	[14,830,803] 14,732,663		
2 災害復旧債	[2,156,966] 2,187,686	(9,000) [5,036,226] 5,092,721	補正前の額	724,000	[93,975] 68,165	[5,802,251] 5,884,556	
			補正額	127,000	-		
			計	851,000	[93,975] 68,165		
	(1) 総務	3,000	3,000	補正前の額	-	-	3,000
				補正額	-	-	
				計	-	-	
	(2) 農林水産	[462,183] 482,283	(9,000) [1,171,593] 1,212,728	補正前の額	242,000	[34,092] 12,782	[1,515,501] 1,577,946
				補正額	127,000	-	
				計	369,000	[34,092] 12,782	
(3) 土木	[1,691,783] 1,702,403	[3,861,633] 3,876,993	補正前の額	482,000	[59,883] 55,383	[4,283,750] 4,303,610	
			補正額	-	-		
			計	482,000	[59,883] 55,383		

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末 現在高見込額	
			補正前の額	当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 その他			補正前の額	218,046,207	[156,010,835] 99,887,778	[2,143,433,156]	
		[2,051,594,802] 2,474,089,598	[2,081,277,440] 2,535,135,484	補正額	120,344	-	2,653,414,257
				計	218,166,551	[156,010,835] 99,887,778	
	(1) 減税補填債	[101,122,379] 148,411,355	[89,161,783] 138,653,805	補正前の額	-	[11,550,300] 4,730,910	[77,611,483]
				補正額	-	-	133,922,895
				計	-	[11,550,300] 4,730,910	
	(2) 臨時税収補填債	[15,359,825] 18,395,000	[13,336,375] 18,395,000	補正前の額	-	[2,023,450] -	[11,312,925]
				補正額	-	-	18,395,000
				計	-	[2,023,450] -	
	(3) 減収補填債	[78,101,490] 78,899,760	[125,820,810] 126,828,900	補正前の額	-	[4,349,168] 4,590,578	[121,471,642]
			補正額	-	-	122,238,322	
			計	-	[4,349,168] 4,590,578		
(4) 臨時財政対策債	[1,852,578,650] 2,223,951,025	[1,832,261,860] 2,230,561,167	補正前の額	218,046,207	[125,451,885] 90,437,258	[1,924,976,526]	
			補正額	120,344	-	2,358,290,460	
			計	218,166,551	[125,451,885] 90,437,258		
(5) 枠外債	79,458	68,612	補正前の額	-	11,501		
			補正額	-	-	57,111	
			計	-	11,501		
(6) 調整債	4,353,000	8,670,000	補正前の額	-	117,531		
			補正額	-	-	8,552,469	
			計	-	117,531		
(7) 猶予特例債	-	11,958,000	補正前の額	-	[12,507,000] -	[△549,000]	
			補正額	-	-	11,958,000	
			計	-	[12,507,000] -		
合 計		(25,050,000)	補正前の額	295,998,207	[288,987,587] 206,936,420		
	[3,376,669,780] 4,088,350,561	[3,357,293,612] 4,110,749,171	補正額	247,344	-	[3,389,601,576]	
			計	296,245,551	[288,987,587] 206,936,420	4,225,108,302	

備考 1 ( )内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。

2 [ ]は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

4 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、1法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年1月1日。ただし、解散した法人等については、公布の日。

イ 経過措置

令和3年8月31日以前に、本条例で削除される特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る当該法人の指定及び税額控除の対象となる期間については、なお従前の例による。